

# 香川県報



第 61 号

平成 16 年

8 月 3 日(火曜日)

## 告 示

香川県告示第五百三十四号  
香川県青少年保護育成条例（昭和二十七年香川県条例第二十二号）第八条第二項の規定により、次の図書を青少年の福祉を阻害するものとして指定した。  
平成十六年八月三日

香川県知事 眞 龍 武 記

### 目 次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

告示	有害図書の指定 急傾斜地崩壊危険区域の指定	（青少年・男女共同参画課） （河川砂防課）	一
公告	大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出 大規模小売店舗立地法第八条第三項の規定による公告 ●昭和四十五年香川県公告第三十四号（農業振興地域の指定）等の一部変更	（経営支援課） （ " " ） （農政課）	二 三 四
	土地改良事業の工事了了の届出（二件） 土地改良区の定款の変更の認可 都市計画の図書の写しの縦覧 市街地再開発組合の理事長の氏名等の公告 都市再開発法の規定による市街地再開発組合の定款の変更の認可	（土地改良課） （ " " ） （都市計画課） （ " " ） （ " " ）	五
	開発行為に関する工事了了 教育委員会規則 ●県立学校学則の一部を改正する規則 警察本部公告 落札者等の公示 監査委員公表 監査結果の公表（二件）	（建築課） （ " " ） （ " " ） （ " " ） （ " " ） （ " " ） （ " " ） （ " " ）	六 七

指定番号	指定年月日	種別	図 書 名	雑誌コード	発行所名	指定理由
123	平成十六年七月十七日	雑誌	KEITAI BANDITS 8月号(vol.38)	13318-8	三栄出版	内容が著しく性的に刺激性を有し、又は甚だしく粗悪性を助長する等青少年の福祉を阻害するおそれがある。
124		"	URECCO gai 8月号	01865-8	"	
125		"	ザ・ベストMAGAZINE 8月号(No.243)	14003-8	ベストセラーズ	
126		"	ザ・ベストMAGAZINE special 8月号(No.133)	14077-8	"	
127		"	Burst 8月号(vol.80)	17483-8	朝日新聞	
128		"	ホイッパ 8月号(No.55)	08169-8	"	
129		"	GOKUH 8月号(No.157)	03797-8	朝日新聞	
130		"	D.ピカソ 8月号(No.113)	06635-8	"	
131		"	裏モノ JAPAN 8月号	01805-8	鉄人社	
132		"	変態少女時代 第5号	64174-49	三和出版	

133	"	PENT-JAPAN	8月号	07933 - 8	徳ぶんか社
134	"	Celeb girls ウォーB組	8月号増刊	11804 - 08	徳でかん・ でかん
135	"	ビデオボーイ	8月号 (No.244)	07679 - 8	英知出版 徳
136	"	発掘!!お宝映像ハジニソング ファイナル集	8月号増刊号	17429 - 8	徳珠圖書 房
137	"	豊BOKU 嫁と姑DX	7月号増刊 (VOL.01)	09004 - 7	徳黒田出 版興文社
138	"	DVD DELUX	8月号	06345 - 08	徳MCア ルス
139	"	eONNA DMM DVD	8月号増刊 (VOL.008)	06442 - 08	徳ジョー ーナイ
140	"	Don't !	8月号	06777 - 08	徳サンシ 出版
141	コンビ ク誌	BE-BOY GOLD	8月号	07775 - 08	徳ビナロ ス
142	"	aya	8月号	18815 - 08	徳田版

香川県告示第五百三十五号  
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条  
第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。  
その関係図書は、香川県土木部河川砂防課及び香川県坂出土木事務所総務課において縦  
覧に供する。

平成十六年八月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

次に掲げる地番の土地並びに同地番に介在する道路敷及び水路敷（別図に示す部分に限

る。)

区域名	郡市名	町名	大字	字名	地番
北浦	坂出市	瀬居町		北ノ浦	一一〇一番地、一一〇二番地四、一一〇 八番地、一一〇九番地、一一〇九番地 二、一一一番地、一一一番地三、 一一五番地一、一一五番地一の 二、一一五番地三、一一五番地四の 七の土地全部 一〇九六番地、一一〇〇番地、一一〇一 番地一、一一〇二番地二、一一〇七番地 一、一一〇七番地二、一一〇番地一、 一一〇番地二、一一一番地一、一一五 番地二の二、一一三番地一、一一五 番地四の六、一一六番地一、一一 四五番地から一一四八番地の土地（別図 に示す部分に限る。）

（「別図」は、省略し、その図面は、香川県土木部河川砂防課及び香川県坂出土木事務所  
総務課に備え置いて縦覧に供する。）

### 公 告

香川県公告第三百九十六号  
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第二項  
の規定による変更の届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規  
定により、次のとおり公告する。

平成十六年八月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社マルヨシセンター 高松市南新町四番地六

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルヨシセンター太田店 高松市多肥下町一九二番地二

3 変更しようとする事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

変更前 午前九時三十分

変更後 午前九時

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

変更前 午後十時

変更後 午前零時

(三) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前九時十五分から午後十時十五分まで

変更後 午前八時四十五分から午前零時十五分まで

4 変更年月日

平成十六年八月一日

5 変更する理由

顧客の利便性向上のため

二 届出年月日

平成十六年七月二十三日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十六年八月三日(火曜日)から同年十二月三日(金曜日)まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成十六年十二月三日(金曜日)まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支

援課及び高松市産業部商工労政課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

(三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

(四) 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇 八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

香川県公告第三百九十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十六年八月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 意見の対象となつた届出に係る公告

平成十六年香川県公告第百六十四号

二 意見の対象となつた届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

天満屋ハッピータウン善通寺店 善通寺市金蔵寺町川添一九〇三番ほか

三 法第八条第一項の規定により善通寺市から聴取した意見の概要

意見なし

四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要

該当なし

五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び善通寺市建設経済部商工観光課

2 縦覧期間

平成十六年八月三日(火曜日)から同年九月三日(金曜日)まで  
香川県公告第三百九十八号

昭和四十五年香川県公告第三十四号(農業振興地域の指定)等の一部を次のように変更し、農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第七条第一項において準用する同法第六条第五項の規定により公告する。

平成十六年八月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

第一 昭和四十五年香川県公告第三十四号(農業振興地域の指定)の一部を次のように変更する。

一(一)の項中「基づき定められた」を「よる都市計画区域内の」に改める。

第二 昭和四十七年香川県公告第二百三十四号(農業振興地域の指定)の一部を次のように変更する。

一(一)の項及び三(一)の項中「基づき定められた」を「よる都市計画区域内の」に改める。

第三 昭和四十八年香川県公告第七十一号(農業振興地域の指定)の一部を次のように変更する。

一(一)の項、二(一)の項及び三(一)の項中「基づき定められた市街化区域」を「よる都市計画区域内の用途地域」に改める。

第四 昭和四十八年香川県公告第二百十九号(農業振興地域の指定)の一部を次のように変更する。

二(一)の項中「基づき定められた市街化区域」を「よる都市計画区域内の用途地域」に改める。

四(一)の項及び五(一)の項中「基づき定められた」を「よる都市計画区域内の」に改める。

第五 昭和五十八年香川県公告第八十五号(農業振興地域の指定)の一部を次のように変更する。

一(一)の項中「基づき定められた市街化区域」を「よる都市計画区域内の用途地域」に改める。

第六 平成十四年香川県公告第二百七十八号(農業振興地域の指定)の一部を次のように変更する。

二の項第1号中「基づき定められた」を「よる都市計画区域内の」に改める。  
第七 平成十五年香川県公告第二百八十七号(農業振興地域の指定)の一部を次のように変更する。

二の項第1号中「1の区域」を「4の区域」に改め、同項第4号中「基づき定められた」を「よる都市計画区域内の」に改める。

香川県公告第三百九十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第一項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。

平成十六年八月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良事業を行った者の名称	土地改良事業の種類	地区名	工事完了年月日
高松市西植田土地改良区	単独県費補助土地改良事業	下代東地区	平成一六、三、一〇

香川県公告第四百号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第一項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。

平成十六年八月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良事業を行った者の名称	土地改良事業の種類	地区名	工事完了年月日
高松市西植田土地改良区	単独県費補助土地改良事業	植田地区	平成一六、六、四

香川県公告第四百一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、仲南町土地改良区の定款の変更を平成十六年七月二十一日認可した。

平成十六年八月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第四百二号

坂出市から坂出都市計画道路の圖書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、香川県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成十六年八月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第四百三号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二十八条第二項の規定により、高松丸亀町商店街G街区市街地再開発組合の理事長の氏名及び住所を次のとおり公告する。

平成十六年八月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

氏名 植村 博

住所 高松市丸亀町八番地六

香川県公告第四百四号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により、市街地再開発組合の定款の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年八月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 組合の名称

高松丸亀町商店街G街区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成十三年十一月十六日から平成十七年三月三十一日まで

三 施行地区

高松市丸亀町の一部、鍛冶屋町の一部、古馬場町の一部及び瓦町の一部

四 事務所所在地

変更前 高松市丸亀町一三番地二

変更後 高松市鍛冶屋町六番地二二

五 設立認可の年月日

平成十三年十一月八日

六 定款の変更認可の年月日

平成十六年八月三日

香川県公告第四百五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十六年八月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

丸亀市原田町字西三分一 一六一九 一の一部、一六二〇 一、一六二四 一の一部、一六二四 二、一六二五 一、一六二五 二の一部及び一六二五 三

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

三豊郡山本町大字辻四五七〇 一 有限会社 黒川種苗園 代表取締役 黒川 征一

教育委員会規則

県立学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年八月三日

香川県教育委員会

香川県教育委員会規則第十九号

県立学校学則の一部を改正する規則

県立学校学則（昭和三十六年香川県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表一高等学校の表香川県立石田高等学校の項中、「園芸科」を「園芸科」に改

「金属工芸科

を削り、「美術科」「工芸

め、同表香川県立高松工芸高等学校の項中 漆芸科

科	に改め、同表香川県立高松南高等学校の項中「農業土木科」を「農業土木科」に、「環境科学科」を「農業経営」	「衛生看護科」を「衛生看護科」に改め、同表香川県立農業経営高等学校の項中「畜産経営」	「農業経営科」を「農業経営科」	「農業生産科」を「農業生産科」	「園芸経営科」を「園芸経営科」	「環境園芸科」を「環境園芸科」	「畜産経営科」を「畜産経営科」	「動物科学科」を「動物科学科」	「情報処理科」を「衛生看護科」に改め、同表香川県立飯山高等学校の項中「衛生看護科」を「看護科」	「情報技術科」を「看護科」に改め、同表香川県立坂出商業高等学校の項中「情報処理科」を「看護科」	別表二高等学校の表一の項中(十)の項中(十)を(九)とし、(七)から(九)までを(七)から(九)までとし、(六)を(九)とし、(九)の次に次のように加える。	(+) 動物科学科 家畜その他の動物の飼育・活用及び農業経営に関する知識と技術を習得させ、畜産を中心とする農業経営者や農業技術者として必要な能力・態度を育てる。	(七) 園芸デザイン科 園芸作物の栽培、農業経営、バイオテクノロジー・環境制御並びに緑地環境の計画、設計、施工及び管理に関する知識と技術を習得させ、園芸若しくは施設園芸を中心とする農業経営者や農業技術者又は造園経営者や造園技術者として必要な能力・態度を育てる。	(八) 環境園芸科 草花の栽培、バイオテクノロジー・環境制御、緑地環境の管理、農業機械の整備及び農業経営に関する知識と技術を習得
---	---	--	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	---	---	--	---	---	---

科	「農業生産科」を「農業生産科」	「園芸経営科」を「園芸経営科」	「環境園芸科」を「環境園芸科」	「畜産経営科」を「畜産経営科」	「動物科学科」を「動物科学科」	「情報処理科」を「衛生看護科」に改め、同表香川県立坂出商業高等学校の項中「情報処理科」を「看護科」	「情報技術科」を「看護科」に改め、同表香川県立飯山高等学校の項中「衛生看護科」を「看護科」	別表二高等学校の表一の項中(四)を(五)とし、(三)を(四)とし、(二)を(三)とし、(一)の次に次のように加える。	(一) 農業生産科 作物、野菜及び果樹の栽培並びに農業経営に関する知識と技術を習得させ、作物の栽培などを中心とする農業経営者や農業技術者として必要な能力・態度を育てる。	別表二高等学校の表一の項に次のように加える。	(五) 環境科学科 環境に配慮した園芸作物の栽培・活用、バイオテクノロジー・環境制御及び地域環境の保全・創造に関する知識と技術を習得させ、施設園芸を中心とする農業技術者又は農業土木に関する業務に従事する技術者として必要な能力・態度を育てる。	別表二高等学校の表三の項中(九)及び(十)を削り、(七)を(九)とし、(六)から(九)までを(七)から(九)までとし、同表六の項中「厚生」を「看護」に改め、同表中十一の項を十二の項とし、十の項の次に次のように加える。	十一 情報に関する学科学科 情報技術科 電子計算機を活用したシステムの設計・管理及びマルチメディアに関する知識と技術を習得させ、情報関連の業務に従事する技術者として必要な能力・態度を育てる。	附則 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。	警察本部公告	香川県警察本部公告第七号 特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則(平成十七年香川県規則第八十五号)第十七条第一項により、次のとおり落札者等を公示する。 なお、本公告における調達は、WTO(世界貿易機関)に基づく政府調達に関する協定
---	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	---	---	--	---	------------------------	---	--	---	------------------------------	--------	--

(平成七年条約第二十三号)の適用を受けるものである。

平成十六年八月三日

香川県警察本部長 岩瀬 充 明

- 一 借入件名及び数量 緊急配備支援システム(端末機、周辺機器、維持補修サービス及びソフトウェア) 一式
- 二 契約の相手方の決定方法 一般競争入札
- 三 落札者決定日 平成十六年七月二日
- 四 落札者の名称及び住所 日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋二丁目一五番一―一―一―
- 五 落札金額 ハ、〇〇一、〇〇〇円
- 六 入札公告日 平成十六年五月十四日
- 七 担当課 瀬田課 七六〇 八五七九 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県警察本庁生活安全部地域課通信指令室 電話番号〇八七 八三三 〇一一〇

### 監査委員公表

香川県監査委員公表第12号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成16年 8 月 3 日

香川県監査委員	鎌田 守 恭
1 監査対象部局	健康福祉部(病院事業会計を除く。)
2 監査対象年度	平成15年度
3 監査の概要	同
監査対象機関	同
中議保健所	同
監査年月日	平成16年 2 月 9 日

中議保健所坂出支所	"
中議保健所琴平支所	"
中議福祉事務所	"
子ども女性相談センター	平成16年 4 月14日
身体障害者総合リハビリテーションセンター	"
知的障害者相談所	"
西議保健福祉事務所	平成16年 4 月15日
亀山学園	"
食肉衛生検査所	平成16年 4 月19日
精神保健福祉センター	平成16年 4 月22日
東議保健福祉事務所	平成16年 4 月27日
医療短期大学	"
健康福祉総務課	平成16年 5 月 6 日
長寿社会対策課	"
医務国保課	"
子育て支援課	平成16年 5 月 7 日
障害福祉課	"
県立病院課	"
薬務感染症対策課	平成16年 5 月10日
生活衛生課	"
保育専門学院	平成16年 6 月25日
新道学園	"
川部みどり園	"
4 監査の結果	"

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算の執行に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

<p>(1) 指摘事項 該当事項なし</p> <p>(2) 指導注意事項</p> <p>ア 収納事務の委託について 社会福祉法人日本保育協会との間で保育士登録業務委託契約書を締結し、保育士登録手数料の収納事務を委託しているが、収納事務を委託した旨の告示をしていないので、告示する必要がある。(子育て支援課)</p> <p>イ 通勤手当の支給について 自動車で通勤する職員の通勤手当の支給に当たり、通勤距離の認定を誤っているものが見受けられたので、精査のうえ正当額との差額分を返納させる必要がある。(中讃保健所、中讃保健所坂出支所)</p> <p>ウ 超過勤務手当等の支給について 超過勤務手当又は休日給の支給に当たり、支給割合を誤って支給しているので、正当額との差額分を調整する必要がある。(保育専門学院)</p> <p>エ 旅費の支給について 自家用車使用による通勤手当の支給を受けている職員について、通勤と同じ手段により通勤経路と同一の経路を含む出張を命じたため、旅費計算に当たって通勤手当との調整が必要であったにもかかわらず、調整をせず誤った額の旅費を支給しているので、正当額との差額分を返納させる必要がある。(中讃保健所坂出支所)</p> <p>オ 前渡金の精算について 資金前渡を受けた職員が、前渡金受領から支払うまで、相当期間経過しているものがあつた。(新道学園)</p> <p>(3) 検討指示事項 該当事項なし</p> <p>香川県監査委員公表第13号 地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。 平成16年8月3日</p>	<p>香川県監査委員 鎌田守恭 同 名和基延 同 石川稠治 同 広瀬員義</p> <p>1 監査対象部局 商工労働部 2 監査対象年度 平成15年度 3 監査の概要</p> <p>監査対象機関 産業技術センター 監査年月日 平成16年4月14日 計量検定所 " " 丸亀高等技術学校 平成16年4月15日 栗林公園観光事務所 平成16年4月27日 産業政策課 平成16年5月10日 経営支援課 平成16年5月11日 労働政策課 " " 観光交流局 " " 大阪事務所 平成16年5月27日 高松高等技術学校 平成16年7月13日</p> <p>4 監査の結果 財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。 予算の執行に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。</p> <p>(1) 指摘事項 該当事項なし</p> <p>(2) 指導注意事項 ア 扶養手当の支給について 別居の親を扶養親族とする職員の扶養手当の支給に当たり、支給要件の確認について不十分であつたため、誤って手当を支給しているので、正当額との差額分を返</p>
---	--



納させる必要がある。(産業政策課)

イ 通勤手当の支給について

通勤にバスを利用する職員の通勤手当の支給に当たり、運賃等相当額の算出を誤っているものが見受けられたので、正金額との差額分を返納させる必要がある。

(高松高等技術学校)

(3) 検討指示事項

該当事項なし

平成十六年八月三日印刷発行

印刷発行所

香  
川  
県  
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%  
白色度70%再生紙を使用しています